

幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特別支援学校の中学部に在籍する生徒の保護者に対し、学校給食費の一部を補助することにより保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、幸手市特別支援学校学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、幸手市補助金等の交付に関する規則（昭和54年幸手町規則第8号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 特別支援学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）をいう。
- (4) 生徒 学校に在籍する生徒をいう。
- (5) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、幸手市に住所を有し、特別支援学校の中学部に在籍する生徒と生計を一にする保護者であって、学校給食費を負担しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による教育扶助その他学校給食費相当額の公的給付を受けているとき。
- (2) 学校給食費を滞納しているとき。
- (3) 生徒が在学する特別支援学校で学校給食が実施されていないとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、幸手市学校給食実施要綱（令和8年教委告示第1号）第9条に規定する教育委員会が別に定める当該年度の学校給食費相当額の月額単価に、補助金の交付申請を行う期間中に学校給食を受けた月数を乗じて得た額とする。ただし、国又は地方公共団体等から当該学校給食費に対する扶助、補助又は援助を受けた場合は、その額を控除した額とする。

2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期限は、当該申請に係る年度の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の申請に関して必要があると認めるときは、学校長に対し、特別支援学校の学校給食費相当額、学校給食費収納状況及び就学奨励費受給情報に関する情報について照会し、報告を求めることができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を幸手市学校給食代替食補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助対象要件に該当しなくなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により取消しを行った場合において、既に補助金が交付されている

ときは、市長は期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

申請者 住 所
(保護者等) 氏 名
生徒との続柄
電話番号

幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請し、請求します。また、下記同意事項に同意します。

対 象 生 徒	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
	学 校 名	学校		学年	年
特別支援教育就学奨励費等の助成の有無		あ り ・ な し			
請求月		年	月	～	年 月

【振込先】

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合		金融機関コード			店名	支店コード			
						本店 支店				
口座番号						口座種別 ☐ 普通 ・ ☐ 当座				
口座名義人(カナ) ※申請者名義のみ										

※保護者名義の銀行通帳のコピーを添付してください。

【同意事項】

- ・ 世帯員の住民登録情報、生活保護情報を調査し、利用すること。
- ・ 市職員が特別支援学校の学校給食費相当額、学校給食費収納状況及び就学奨励費受給情報に関する情報について学校から提供を受けること。

第 年 月 日 号

様

幸手市長

幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のあった幸手市特別支援学校学校給食費補助金について、幸手市特別支援学校学校給食費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容 （ 交付 ・ 不交付 ）

2 交付の内容

補助年度	年度	補助金等の名称	幸手市特別支援学校 学校給食費補助金		交付 番号	
生徒の氏名		学校名		学年	交付金額	
				年	円	

3 理由（不交付の場合）